半田市市の木、市の花制定に関する規則の全部改正について

半田市市の木、市の花制定に関する規則（昭和四十八年半田市規則第十四号）の全部を改正する。

令和八年十一月二日

半田市長　久　世　孝　宏

半田市規則第四十二号

半田市のシンボル認定規則

（目的）

第一条　この規則は、市制九十周年を記念して市民のシビックプライドを醸成するため、半田市の象徴となる市のシンボルを認定するとともに、その募集及び審査等に関する事務を円滑に行うため審査委員会を設置し、その職務を定めることを目的とする。

（市のシンボルの種類）

第二条　市のシンボルは、次に掲げるものとする。

一　市の木

二　市の花

三　その他市長が認めるもの

（審査委員会の設置及び構成）

第三条　市長は、市のシンボル認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、市のシンボルに関わる審査を依頼するものとする。

2　審査委員会の委員長は副市長とする。

3　委員は、教育長、市民代表、学識経験者及び市民活動団体の代表等とし、市長が任命する。

4　審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会で定める。

（審査委員会の職務）

第四条　審査委員会は、次に掲げる職務を行う。

一　市のシンボル認定の募集要領及び認定基準の作成に関すること。

二　市のシンボル認定の募集に関する手続きの実施及び審査に関すること。

三　その他市長から委任された事項。

（募集）

第五条　審査委員会は募集要領に基づき、市のシンボルの候補を広く市民等から募集する。

（認定）

第六条　市長は、審査委員会からの審査結果の報告に基づいて、市のシンボルとして認定する。

２　認定結果は速やかに公表するとともに、審査結果については前条の応募者に通知する。

（委任）

第七条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

２　この規則は、令和九年十月一日限り、その効力を失う。

（経過措置）

３　この規則の失効の際現に認定されている市のシンボルについては、この規則の失効後においてもなお市のシンボルとして認定されているものとみなす。